

公益社団法人広島県薬剤師会総会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第25条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定める。

(参集)

第2条 代議員は、総会の日の開会定刻前に議場に到着し、議長にその旨を通告しなければならない。

2 議長への出席通告は、事務局による受付をもって、代行することができる。

(欠席の届出)

第3条 代議員は事故のため、総会に出席できないときは、当日の開会時刻までに、議長に届け出なければならない。

(議席)

第4条 総会の議席は、代議員総改選後の会期の始めに定める。

(総会の開閉)

第5条 総会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(会期の延長)

第6条 総会招集の際、予め通告した会期中に議案の審議を終了することができないとき、会長より理由を示して会期延長の申し入れがあったとき、又は特別の必要がある場合は、議長は総会に諮り、会期を延長することができる。

第2章 会 議

(会議の開閉)

第7条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。

(定足数に関する措置)

第8条 会議中途において、代議員の定数を欠くに至ったときは、議長は休憩又は延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認められるときは、議長は代議員の退席を禁じ、又は議場外の代議員に出席を要求することができる。

(議長の権限)

第9条 会議の秩序を乱し、又はその品位を傷つける者あるときは、議長はこれを制し、又は発言を中止させることができる。また、会議に諮り発言を取消させ、又は会議終了まで発言を禁止し、或いは退場を命ずることができる。

(議事日程の追加及び変更)

第10条 緊急事案がある場合、又は議長が必要と認めるとき、或いは代議員から動議があったときは、議長は会議に諮り、これを議事日程に追加し、又は議事日程の順序を変更することができる。

(動議)

第11条 特別の定めがある場合を除くほか、すべての動議は、1人以上の賛成者がなければなら

ない。

(議事録)

第12条 定款第24条第1項の規定により、議事録を作成しなければならない。

(議事録署名人)

第13条 定款第24条第2項に定める議事録署名人2人は、会議の始めに、議長が会議に諮ってこれを定める。

第3章 発言及び審議

(発言)

第14条 会議において発言しようとする者は、自己の議席番号と氏名を告げ、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上発言を求めるときがあるときは、議長は先に発言を求めたと認める者に許可しなければならない。

3 すべての発言は演壇又は自席においてしなければならない。

(発言内容の制限)

第15条 発言は議題以外の事項、又は個人を中傷する発言をしてはならない。

(発言の妨害)

第16条 発言は、その中途において、他の発言によって妨げられることはない。

(発言の継続)

第17条 延会又は休憩のため発言が終わらなかった代議員は、再びその議事を始めたときは、発言を継続することができる。

(議案の説明及び質疑)

第18条 議長は、上程議案について、先ずは提出者の趣旨弁明若しくは説明を求め、次に質疑を行う。

(質疑)

第19条 質疑の発言はすべて簡明を旨とし、重複発言等を避けなければならない。また、自説等を述べることはできない。

(質疑終結の動議)

第20条 質疑多数のため、質疑が終わることが困難であるときは、代議員は質疑終結の動議を提出することができる。

2 前項の動議に、3人以上の賛成者があるときは、議長は討論を用いずに、会議に諮りこれを決する。

(質疑終結の宣告)

第21条 質疑が終わったとき、又は前条第1項の動議が可決されたときは、議長はその旨を宣告する。

(討論)

第22条 質疑が終わったときは討論に入る。

(討論時間の制限)

第23条 議長が必要と認めるときは、会議に諮り、討論の時間を予め制限することができる。

(議長の討論)

第24条 議長が討論しようとするときは、代議員席に着かなければならない。

2 議長が討論したときは、その問題の表決が終わるまで、議長席に復することができない。

(討論終結の動議)

第25条 賛否の発言が終了したとき、又は両者のうち一方の発言者なき場合は、討論終結の動議を提出することができる。

2 前項の動議に、3人以上の賛成者があるときは、議長は討論を用いなくて、会議に諮りこれを決する。

(討論終結の宣告)

第26条 討論が終わったときは、議長は討論の終わった旨を宣告する。

(質疑と討論)

第27条 簡単な議案については、質疑と討論を同時に行うことができる。

(委員会への付託)

第28条 議長は、会議に諮り、総会の議事に必要な委員会を設置し、議案の審議を委員会に付託することができる。

2 委員会を構成する委員の数、及びその氏名は、会議に諮って議長が決する。

3 関係ある議案は、これを併せて同一の委員会に付託することができる。

(委員長報告)

第29条 委員会に付託された議案の審議に際しては、先ずは委員長が委員会の審議経過及び結果を報告する。

2 委員長は、委員会の結果を報告するとき、自己の意見を加えてはならない。

(少数意見者の報告)

第30条 委員長の報告に次いで、少数意見者が、その少数意見を報告することができる。この場合少数意見者は、予めその旨を委員長に通告しておかなければならない。

第4章 修正

(修正動議)

第31条 第29条に規定する委員長報告、又は討論終結の宣告が終わったときは、代議員は修正の動議を提出することができる。

2 修正の動議はその案を具え、3人以上の賛成者とともに連署して、これを議長に提出しなければならない。

(修正報告)

第32条 委員会の修正報告は、前条の規定によらないで議題とする。

(表決の順序)

第33条 代議員の提出した修正案は、委員会の提出した修正案より前に表決しなければならない。

2 同一の議題について、数個の修正案が提出された場合は、原案に最も遠いものから順次表決に付さなければならない。この順序は議長がこれを決定する。ただし、代議員から異議の申し立てがあった場合において3人以上の賛成者があるときは、議長は討論を用いなくて、会議に諮りこれを決する。

3 すべての修正案が否決されたときは、原案について表決を採る。

(議決条項及び字句の整理)

第 34 条 会議における修正議決条項、及び字句の整理を、議長に委任することができる。

第 5 章 表 決

(表決)

第 35 条 表決には条件を付することができない。

(不在代議員の表決)

第 36 条 表決の際、現に議場にいない代議員は、表決に加わることができない。ただし、定款第 23 条の規定により、予め通知された事項については、書面等による表決、又は他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。

(表決問題の宣告)

第 37 条 議長は、表決を採るに先立ち、表決に付する議案又は動議の種類等を宣告しなければならない。

2 議長が前項の宣告をした後は、何人も議題について発言することができない。

(起立、挙手又は投票による表決)

第 38 条 議長は、起立、又は挙手、或いは投票により表決を採る。

2 起立又は挙手による場合は、議長はその多少を認定して可否の結果を宣告する。

3 可否の結果を認定することが困難な場合、又は代議員がその宣告に異議を申し立て、且つ出席代議員の 5 分の 1 以上の賛成があるときは、投票により表決を採らなければならない。

(投票の方法等)

第 39 条 前条の規定により行う投票の場合、その方法、記載の様式は、議長が会議に諮りこれを定める。

(投票結果の宣告)

第 40 条 投票が終わったときは、議長はその結果を会議に宣告しなければならない。

2 代議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 41 条 議長は、問題について、異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は直ちに可決を宣告する。ただし、代議員が問題又は議長の宣告に対し、異議の申し立てをしたときは、議長は第 38 条の規定により、表決を採らなければならない。

第 6 章 補 則

(委任)

第 42 条 この規則に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第 43 条 この規則の制定及び改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 22 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。